

「令和3年大雨災害義援金」募集要綱（第4版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和3年7月及び8月の大雨により、静岡県熱海市をはじめ、青森県、長野県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県など、全国各地で洪水災害などによる人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数県の市町村に災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称

令和3年大雨災害義援金

3. 受付期間

令和3年7月19日（月）から令和4年3月31日（木）まで

（※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	(福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126781	(福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

5. 義援金の各県への送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は、受け入れ時期ごとに各県の被災状況に応じて按分の上、全額を被災県に設置される配分委員会構成組織に送金いたします。

義援金の受入れ時期	按分対象となる県
8月23日（月）までに受け入れた義援金	静岡県、島根県（7月大雨災害）
8月24日（火）から8月26日（木）までに受け入れた義援金	静岡県、島根県（7月大雨災害） 青森県、福岡県、佐賀県、長崎県（8月大雨災害）
8月27日（金）から9月13日（月）までに受け入れる義援金	静岡県（7月大雨災害） 青森県、長野県、福岡県、佐賀県、長崎県

	(8月大雨災害) 島根県 (7月大雨災害、8月大雨災害) 広島県 (7月大雨災害、8月大雨災害)
9月16日(木)以降に受け入れる義援金	静岡県 (7月大雨災害) 青森県、長野県、福岡県、佐賀県、長崎県 (8月大雨災害) 島根県 (7月大雨災害、8月大雨災害) 広島県 (7月大雨災害、8月大雨災害) 長野県 (茅野市土石流災害) ※当該県の義援金受付期間の終了日まで

6. 義援金の配分

本会より送金する義援金は、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

この要綱は、令和3年7月19日施行です。

令和3年8月24日 改正 (義援金の名称変更。8月以降の被災地支援を追加。受付期間を延長)

令和3年8月27日 改正 (按分による送金対象に長野県、島根県、広島県を追加。受付期間を延長)

令和3年9月16日 改正 (按分による送金対象に長野県茅野市を追加)